

反社会的勢力排除宣言表明および確約書

JU東京 理事長 殿

- 1、私(当社)は、現在又は将来に亘って、JU東京(以下「組合」という)が提唱する「暴力団等反社会的勢力排除宣言」の趣旨に則り、次の各号のいずれにも該当する者でないことを表明・確約いたします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④総会屋等、社会運動等標榜ゴロ
 - ⑤暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑥東京都暴力団排除条例(以下「条例」という)に規定される公表を受け、その後条例を遵守していないと認められる者
 - ⑦暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するなど条例に定める暴力団関係者
 - ⑧その他暴力団事務所に出入りするなど前項のいずれかに準ずる者
- 2、私(当社)は、現在又は将来に亘って、前項に規定する者と次の各号のいずれにも該当する関係がないことを表明・確約いたします。
 - ①前項に規定する者によって実質的に経営を支配される関係
 - ②前項に規定する者を不当に利用する関係
 - ③前項に規定する者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④前項に規定する者であることを知りながら、当事者や家族に関する行事に出席し、自己や家族に関する行事に前項に規定する者を参加させるなど社会的に非難されるべき行為
- 3、私(当社)は、自ら又は第三者を利用して次の各項のいかなる行為も行わないことを表明・確約いたします。
 - ①暴力的な行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を失墜させ、又は業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 4、私(当社)は、商行為において暴力団関係者等から不当要求又は業務妨害等の介入を受けた場合、これらを拒否するとともに、速やかに事実を組合に報告し、積極的に捜査機関へ通報、協力することを表明・確約いたします。
- 5、私(当社)は、これら各項のいずれかに反したと認められること、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切意義を申し立てず、賠償及び補償を求めません。また、組合から如何なる処分を受けても一切意義を申し立てず、私の責任であることを表明・確約いたします。

以上の全事項について上記の通り表明・確約します。

年 月 日

住所
名称
代表者

印